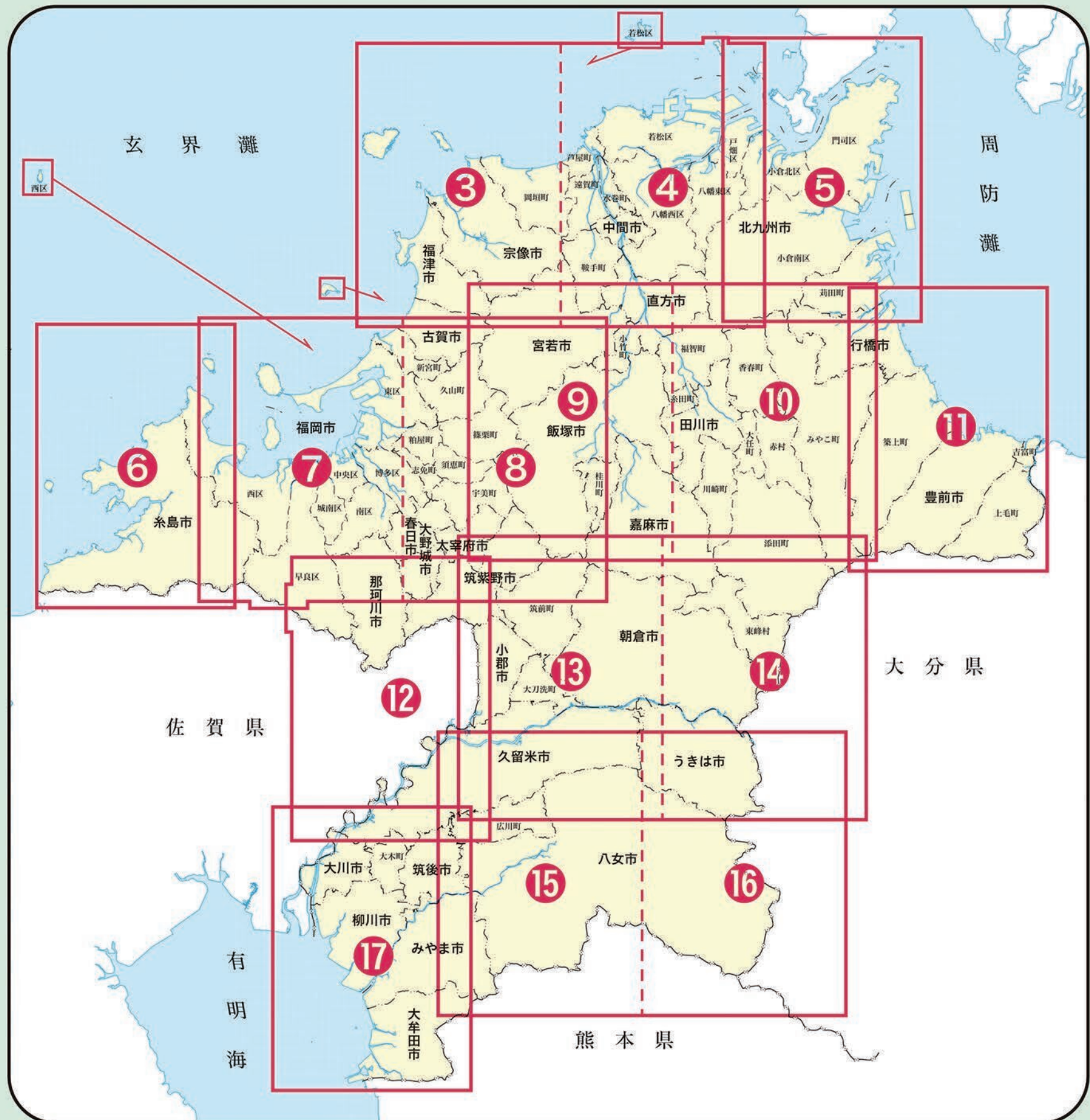


令和7年度 福岡県鳥獣保護区等位置図



○この図面は、鳥獣保護区等の位置と区域を概略で示したものです。
区域が明確に判断できないときは、標識を確認するとともに、地元の鳥獣保護管理員、
あるいは県の自然環境課へ問合せ、誤りのないようにしてください。

○福岡県の鳥獣行政を担当している事務所

狩猟・有害鳥獣の捕獲等	名称	所在地	電話番号	野生鳥獣の保護等	名称	所在地	電話番号
	福岡県農林水産部 経営技術支援課鳥獣対策係	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111(代) 092-643-3560(直)		福岡県環境部 自然環境課野生生物係	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111(代) 092-643-3367(直)
	福岡農林事務所 農山村振興課	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎内	092-735-6123		筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課	大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎内	092-513-5611
	朝倉農林事務所 農山村振興課	朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎内	0946-22-5342		宗像・遠賀保健福祉環境事務所 地域環境課	宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎内	0940-36-2475
	八幡農林事務所 農山村・農業振興課	北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎内	093-601-3969		嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 地域環境課	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内	0948-21-4975
	飯塚農林事務所 農山村振興課	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内	0948-21-4953		北筑後保健福祉環境事務所 環境課	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内	0942-30-1052
	筑後農林事務所 農山村振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5108		南筑後保健福祉環境事務所 地域環境課	八女市本村25 八女総合庁舎内	0943-22-6963
	行橋農林事務所 農山村振興課	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内	0930-23-0381		京築保健福祉環境事務所 環境課	行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎(別棟)	0930-23-9050

狩猟の心得

1 「狩猟鳥獣以外の鳥獣」及び「鳥類の卵」は、捕獲等又は採取等をしてはならない（法第8条）

2 狩猟鳥獣の種類（法施行規則第3条）

鳥類	マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）・キジ・コジュケイ・ヤマシギ・タシギ・キジバト・ヒヨドリ・ニュウナイスズメ・スズメ・ムクドリ・ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス・カワウ
獣類	タヌキ・キツネ・ノイヌ・ノネコ・テン（ツシマテンを除く）・イタチ（オスに限る）・シベリアイタチ・ミンク・アナグマ・アライグマ・ヒグマ・ツキノワグマ・ハクビシン・イノシシ・ニホンジカ・タイワンリス・シマリス・ヌートリア・ユキウサギ・ノウサギ

ただし、次の鳥獣は、捕獲等が禁止されている（法施行規則第10条第1項）
○ヤマドリのメス、キジ（コウライキジを除く）のメス：全国一円

3 1日当たりの捕獲等制限数（法施行規則第10条第2項）

狩猟鳥獣の種類	制限数
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ	合計して5羽以内 （ただし、網猟をする者にあたっては、狩猟期間を通じ200羽以内）
エゾライチョウ	2羽以内
ヤマドリ・キジ	合計して2羽以内
コジュケイ	5羽以内
ヤマシギ・タシギ	合計して5羽以内
キジバト	10羽以内

4 狩猟の期間（法施行規則第9条のうち福岡県に関するもの。イノシシ、ニホンジカは福岡県第二種特定鳥獣管理計画。）

○11月15日～翌年2月15日 ○イノシシ、ニホンジカの捕獲に限り10月15日～翌年4月15日
--

5 狩猟は、原則として狩猟をしようとする区域を管轄する県知事の登録を受けなければならない（法第55条）

6 狩猟禁止の場所（法第11条）

(イ) 鳥獣保護区・・・鳥獣保護区等位置図記載のとおり (ロ) 休猟区（イノシシ、シカを除く）・・・同上 (ハ) 公道 (ニ) 自然公園法第21条第1項の特別保護地区 (ホ) 都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他、公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識により区域を明示したもの (ヘ) 自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域 (ト) 社寺境内 (チ) 墓地
--

7 捕獲の承諾等（法第17条）

次の場所で鳥獣を捕獲する場合には、あらかじめ、土地の占有者（耕作者など）の承認が必要です。 ○垣、さくなどで囲われた土地 ○作物のある土地

8 銃猟の禁止（法第38条）

(イ) 日の出前及び日没後 (ロ) 住居が集合している地域 *「住居が集合している地域」：判例（H12.2/24最高裁判決）によれば、「人家と田畑が混在する地域にあり、発射地点の周囲半径200m以内に人家が約10軒ある場所」は該当するとされています。 (ハ) 広場、駅その他の多数の者の集合する場所 (ニ) 弾丸の到着するおそれのある人、飼養又は保管されている動物、建物、電車、自動車、船舶、その他の乗り物に向かった銃猟
--

9 危険猟法の禁止（法第36条）

爆発物・劇薬・毒薬・据銃・おとし穴・その他危険なわなを使用して鳥獣を捕獲等してはならない（大型獣捕獲用の「つり上げ式くくりわな」は危険なわなに該当）。

※猟銃の所持の態様についての制限（銃砲刀剣類所持等取締法第10条）

- ①銃を携帯・運搬する場合、銃に覆いを被せるか、容器に入れなければならない。
- ②用途に従って射撃する場合の他は、銃に実包、空包又は金属性弾丸を装填しない。

10 禁止猟法（施行規則第10条第3項：環境大臣による禁止事項）

(イ) はり網の使用（ユキウサギ、ノウサギの捕獲及びはり網を動かして捕獲等をする方法を除く） (ロ) 口径10番以上の銃器の使用 (ハ) 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上からの銃器の使用 (ニ) 3発以上の実包を充てんできる弾倉のある散弾銃の使用 (ホ) ライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカにあつては口径5.9mm以下のライフル銃）の使用 (ヘ) 空気散弾銃の使用 (ト) 同時に31個以上のわなの使用 (チ) 狩猟鳥類に対するわなの使用 (リ) くくりわなで輪の直径が12cmを超えるもの（福岡県では、イノシシ、ニホンジカを除く）、締付け防止金具が装着されていないもの（イノシシ、ニホンジカにあつては前述に加え、よりもどしが装着されていないもの、ワイヤーの直径が4mm未満のもの）の使用 (ヌ) おし又はとらばさみの使用 (ル) つりばり又はとりもちの使用 (ヲ) 矢の使用 (ワ) 犬に咬みつさせることのみにより捕獲等する方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等する方法 (カ) キジ笛の使用 (ヨ) ヤマドリ、キジに対するテープレコーダー等の使用
--

11 狩猟者は、出猟の際狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を衣服又は帽子に付し、第1種及び第2種銃猟免許者は必ず銃砲所持許可証を携帯すること（法第62条、銃砲刀剣類所持等取締法）

12 国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から狩猟者登録証の提示を求められたときは、提示すること（法第62条第1項）

13 狩猟者が学術研究、有害鳥獣捕獲、その他特別の理由により環境大臣、福岡県知事又は市町村長の鳥獣捕獲等許可又は従事者の許可を受けた場合は、許可条件を厳守すること

14 狩猟者は、狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章を紛失したときは、その理由を記載して速やかに住所を管轄する農林事務所に届け出ること

15 狩猟免許又は狩猟者登録を受けた者が、その住所又は氏名を変更したときは、遅延なく新住所を管轄する農林事務所に届け出ること

16 狩猟期間の終了後は、狩猟者登録証の裏面に捕獲等鳥獣名、捕獲場所、員数を記入し、狩猟期間満了後30日以内に狩猟者登録証発行の農林事務所に返納すること

17 覚えておきたい狩猟者のマナー

①野生鳥獣は狩猟者だけのものではないことを常に忘れない ②土地所有者等の他人の権利を侵害しない ③先着の狩猟者の猟場をさき廻りして狩猟をしない ④他の狩猟者が狙っている鳥獣に対して銃口を向けてはならない ⑤確実に狩猟鳥獣であるという判別がつき、かつ確実に捕獲等できる自信がないときは発砲しない ⑥他の狩猟者の射った獲物が自分の近くに落ちたら直ちに引き渡すこと ⑦半矢の鳥獣に留矢を射った場合、イノシシ、シカ、又はクマ等のときの配分は、その地方の慣習を尊重し、それに従う ⑧多獲主義を排し、獲物の自慢をするようなことはつつしむこと ⑨獲物をむき出しにして公共の乗り物に乗らない

18 渡り鳥の生態を調査するために、世界各国で鳥に足輪を着けて放しています。このような標識鳥を捕獲・回収したときは、捕獲（回収）年月日、捕獲（回収）場所、鳥の種類、捕獲（回収）時の状況やその後の措置、その他参考となる事項などとともに足輪を添えて、狩猟者登録証の返還時に併せて関係農林事務所まで報告願います。

※上記の捕獲等には「殺傷」を、採取等には「損傷」も含む

安全で適法な狩猟

◎獲物は逃がしても、次の機会があります。事故防止には万全の安全確認を！

- ◎ 近年の登山・里山ブームで、思わぬ所に人が入ってきています。
他県では、重大な事故が複数発生しています。
狩猟しようとする場所に、登山者、農林漁業者、他の狩猟者など人がいないか。
事故が発生してからでは遅すぎます。くれぐれも安全狩猟を励行してください。
- ◎ 今一度次のことを確認してください。
 - 1 この場所は、狩猟をしても良い場所か。
 - 2 日の出、日の入りの時間は確認したか。
 - 3 狙った獲物は保護鳥獣ではないか。
- ◎ 捕獲した鳥獣は、全量を回収するか、又は適切に埋設処理をしてください。
捕獲した鳥獣の残滓は、原則として捕獲した場所等に放置してはならないこととされています。放置をするとタヌキやイタチなどの異常繁殖につながり、生態系に悪影響を与えます。適切に処理をお願いします。
- ◎ 狩猟において事故や違反が発生すると、狩猟者全体が厳しい批判を受けることになりかねません。
以下は、一般社団法人福岡県猟友会の「決議文」です。狩猟を行う際の参考になればと思い、記載しております。

【参考】 一般社団法人福岡県猟友会「決議文」

狩猟事故・違反の防止については、今日まで鋭意努力してきたところあるが十分な成果を見るに至っていない。
とりわけ、地域住民に対する他損事故及び悪質な違反行為は、例え、極一部の者によるものであっても、狩猟者全体が厳しい批判を受ける結果となり、ひいては、狩猟に対する一般市民の正しい認識を妨げ、更に狩猟の永続にとって憂慮すべき事態を惹起しかねない。
以上のことに鑑み、猟友会の全組織をあげて各種対策を早期に実施し、狩猟による事故・違反を根絶することをここに決議する。

- ◎近年、猟銃による重大な事故が複数発生しております。事故事例は、矢先・獲物の確認など基本動作を怠ったことによるものです。発砲前に、矢先や獲物は十分に確認をしましょう。例え獲物は逃がすことになっても、次の捕獲の機会があります。**事故が発生すれば、取り返しがつきません。くれぐれも、安全・適法な捕獲をお願いします。**
また、他県において、大粒散弾（6粒弾、9粒弾など）の事故が複数発生していることに鑑み、福岡県猟友会と協議を行い、福岡県では、有害鳥獣捕獲はもとより狩猟においても、大粒散弾の使用自粛を呼びかけております。大粒散弾は殺傷力の強い弾丸が広範囲に飛びますので、ご使用の際は、矢先の確認は特に慎重をお願いします。

※このほか、狩猟や有害鳥獣捕獲についてのお知らせや注意喚起を県のホームページ「鳥獣対策総合案内コーナー（鳥獣対策、狩猟へのご案内など）」で行っております（福岡県鳥獣保護区等位置図のダウンロードもできます）。是非、ご活用ください。

◎ 猟銃の危険防止のために

- 1 銃の点検。日頃から点検し、また射撃する前にも点検する。
- 2 脱包の励行。射撃するとき以外は、必ず弾を抜く。
- 3 例え弾が入っていなくとも、銃口を人に向けない。
- 4 矢先の確認。周囲の安全を確認する。
- 5 獲物の確認。獲物が見えない時は、常に「人かも知れない」の疑いを持つ。
- 6 服装の注意。目立つ色の帽子やベストを着用する。

◎ マナー向上に努めてください。

持ち込んだ空き缶、ペットボトルなどのごみは必ず持ち帰ってください。
山火事が起きないように火気（たき火、タバコなど）の取扱いに注意してください。

◎ 猟犬を使われる方へ

- 猟犬の飼い主には管理責任があります。以下を順守してください。
- 1 猟犬が人や飼養動物に襲いかかることがないように、十分な訓練を行ったうえで、使役すること。
 - 2 狩猟中に、猟犬が迷い犬にならないよう気を付け、所有者の住所、氏名、電話番号を明記した首輪をつけること。
 - 3 猟場付近に住居・一般道がある場合は、猟犬に引き綱を付け、猟犬管理者のもとから放さないこと。
 - 4 狩猟終了後は、猟犬を速やかに回収すること。

◎ 狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。

- 1 鳥獣の捕獲を目的に国有林野内に入林する場合は、事前にその区域の国有林野を管轄する森林管理署長等へ「入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）」を提出すること。
国有林野に入林する場合には、車両の見やすいところに森林管理署等の接受印が押印された「入林届受理証」及び注意喚起標示を掲示すること。
- 2 国有林野内で作業を行っている者の安全確保のため、国有林野内の作業地及びその周辺については、絶対に立ち入らないこと。「立入禁止区域」については、「入林届」の提出時に交付される図面で必ず確認すること。
- 3 銃猟は、その場所が安全であることを確認してから実施すること。
- 4 車両で国有林野内の林道を通行する場合には、安全運転に努めること。
- 5 山火事が発生しないよう火気に十分注意すること。
- 6 立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。
- 7 林内に持ち込んだ缶飲料等の容器・ゴミ等は必ず持ち帰ること。
- 8 施設及び標示板等を損傷しないこと。

九州森林管理局 福岡森林管理署

所在地：福岡市早良区百道1-16-29 電話：092-843-2100

狩猟の実施方法 （狩猟読本より抜粋。詳細は狩猟読本を熟読ください。）

（1）実猟の心構え

- ①ルールやマナーを守り、安全な方法により行うこと。
- ②高い見識を備えた社会人として尊敬されるよう、常に緊張感を持って行うこと。
- ③猟欲を抑え、獲物の数よりも「無事故・無違反」を誇りとする。

（2）留意事項

- ①猟具：猟具は日頃より点検整備すること。
- ②猟装：識別し易い猟装の着装。登録証等は必ず携帯すること。
- ③猟具の取扱い：十分な操作練習を事前に行うこと。
- ④他人の失敗：他の隊員が獲物の打ち損じをした場合に、なじるようなことは厳に慎むこと。
- ⑤猟場の環境確認
 - ア）猟場を熟知していても、地元の人や一般の人等が入り込んでいないか慎重に確認すること。
 - イ）道路、鉄道、人家等の位置の確認を必ず、事前に実施すること。
 - ウ）猟場の地形、植生等の安全上必要な事項を確認すること。
- ⑥その他
 - ア）狩猟者同士、地元の人、一般の人等にも、出会ったら挨拶を忘れないこと。
 - イ）法令や鳥獣の生態についての学習を日頃から行うこと。